

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第121号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市宝が池公園運動施設について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宝が池公園運動施設の利用料金の上限額及び使用料の適正化を図るとともにテニスコート及び会議室に利用料金制度を導入し、それに伴う必要な措置を講じようとするものである。

また、公益財団法人京都市体育協会が、市民スポーツの振興事業の一環として、京都市宝が池公園運動施設内空きスペースに整備し運営を行っているフットサルコートについて、本市が寄附を受けることとなったため、供用時間、供用しない日及び利用料金の上限額を規定しようとするために、次のとおり京都市宝が池公園運動施設条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額及び使用料の改定

(1) 球技場に係る利用料金（超過料金を除く。）

区 分			利 用 料 金					
			現 行			改 正 案		
			午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
アマチュ アスポ ー ツ	入場料を徴収 しない場合	休 日 等	円 28,000	円 37,000	円 65,000	円 <u>28,800</u>	円 <u>38,050</u>	円 <u>66,850</u>
		その他の日	21,000	28,000	49,000	<u>21,600</u>	<u>28,800</u>	<u>50,400</u>
	入場料を徴収 する場合	休 日 等	35,000	46,000	81,000	<u>36,000</u>	<u>47,310</u>	<u>83,310</u>
		その他の日	26,000	36,000	62,000	<u>26,740</u>	<u>37,020</u>	<u>63,760</u>
その他	入場料を徴収 しない場合	休 日 等	84,000	110,000	194,000	<u>86,400</u>	<u>113,140</u>	<u>199,540</u>
		その他の日	63,000	85,000	148,000	<u>64,800</u>	<u>87,420</u>	<u>152,220</u>
	入場料を徴収 する場合	休 日 等	106,000	139,000	245,000	<u>109,020</u>	<u>142,970</u>	<u>251,990</u>
		その他の日	81,000	106,000	187,000	<u>83,310</u>	<u>109,020</u>	<u>192,330</u>
特定部分利用（1時間 につき）	休 日 等			4,700			<u>4,830</u>	
	その他の日			3,500			<u>3,600</u>	

(2) 球技場に係る超過利用料金（正午から午後7時までの1時間につき）

区 分			利 用 料 金	
			現 行	改 正 案
アマチュアス ポーツ	入場料を徴収 しない場合	休 日 等	円 12,000	円 <u>12,340</u>
		そ の 他 の 日	8,100	<u>8,330</u>
	入場料を徴収 する場合	休 日 等	14,000	<u>14,400</u>
		そ の 他 の 日	12,000	<u>12,340</u>
そ の 他	入場料を徴収 しない場合	休 日 等	33,000	<u>33,940</u>
		そ の 他 の 日	25,000	<u>25,710</u>
	入場料を徴収 する場合	休 日 等	43,000	<u>44,220</u>
		そ の 他 の 日	33,000	<u>33,940</u>

(3) 構内地に係る利用料金及び使用料

区 分		利 用 料 金 及 び 使 用 料	
		現 行	改 正 案
売店、食堂又はこれらに類する 施設を設置して行う営業	1平方メートルに つき1日	円 1,000	円 <u>1,020</u>
	立 ち 売 り 又 は 行 商	1人につき1日	2,200

(4) テニスコート及び会議室に係る使用料

区 分		使 用 料	
		現 行	改 正 案
テニスコート（1面1時間につ き）	休 日 等	円 2,000	円 <u>2,050</u>
	そ の 他 の 日	1,600	<u>1,640</u>
会 議 室 （ 1 時 間 に つ き ）		500	<u>510</u>

2 フットサルコートの供用開始

フットサルコートを新たに供用するため、供用時間、供用しない日及び利用料金の上限額を設定します。

(1) 供用時間

午前8時から午後9時まで

(2) 供用しない日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 利用料金（1時間につき）

区 分	利 用 料 金	
	休 日 等	そ の 他 の 日
午前8時から午後5時まで	円 6,170	円 4,110
午後5時から午後9時まで	8,220	6,170

3 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入します。

この条例は、平成26年4月1日から施行します。ただし、2及び3については、平成27年4月1日から施行します。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第 / / 号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2球技場の項を次のように改める。

球技場	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収し ない場合	28,800 ^円	21,600 ^円	38,050 ^円	28,800 ^円	66,850 ^円	50,400 ^円
		入場料を徴収す る場合	36,000	26,740	47,310	37,020	83,310	63,760
	その他	入場料を徴収し ない場合	86,400	64,800	113,140	87,420	199,540	152,220
		入場料を徴収す る場合	109,020	83,310	142,970	109,020	251,990	192,330

別表第2備考4中「額と」を「額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と」に改め、同備考5中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考7中「4,700円」を「4,830円」に、「3,500円」を「3,600円」に改める。

別表第3アマチュアスポーツの項中「12,000」を「12,340」に、「8,100」を「8,330」に、「14,000」を「14,400」に改め、同表その他の項中「33,000」を「33,940」に、「25,000」を「25,710」に、「43,000」を「44,220」に改める。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,000」を「1,020」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,200」を「2,260」に改める。

別表第5テニスコート（1面1時間につき）の項中「2,000」を「2,050」に、「1,600」を「1,640」に改め、同表会議室（1時間につき）の項中「500」を「510」に改める。

第2条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第9条」に、「第12条～第14条」を「第10条～第12条」に、「第15条・第16条」を「第13条・第14条」に改める。

第3条第1項及び第4条本文中「テニスコート」の右に「フットサルコート」を加える。

第5条中「球技場又は球技場周辺区域（球技場の周辺の構内地で市長が指定する区域をいう。以下同じ。）」を「球技場等」に改める。

第6条第1項中「球技場又は球技場周辺区域の」を削り、同条第2項中「球技場に係る利用料金」を「利用料金（構内地に係るものを除く。）」に改め、同条第4項中「球技場周辺区域」を「構内地」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第11条第1項中「又は使用者」を削り、「利用し、又は使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「又は使用者」を削り、同条を第9条とする。

第12条本文中「別表第6」を「別表第5」に改め、第3章中同条を第10条とする。

第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第4章中第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表第1備考以外の部分中 「

テニスコート

」 を 「

テニスコート
フットサルコート

」 に改める。

別表第2球技場の項の次に次の3項を加える。

テニスコート（1面1時間につき）					2,050	1,640	
フットサルコート（1時間につき）					6,170	4,110	
会議室（1時間につき）	510						

別表第2備考1中「午前9時から正午まで」を「午前8時（球技場にあつては、午前9時）から正午まで」に改め、「午前9時から午後5時まで」を「午前8時から午後9時まで（球技場にあつては、午前9時から午後5時まで）」に改め、同備考に次のように加える。

- 午後5時から午後9時までの間にフットサルコートを利用する場合の利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき8,220円、その他の日にあつては1時間につき6,170円とする。

別表第4中「第6条及び第10条関係」を「第6条関係」に、「金額」を「利用料金」に改める。

別表第5を削る。

別表第6中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、同表を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項から附則第4項までの規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市宝が池公園運動施設(以下「運動施設」という。)のテニスコート、A会議室及びB会議室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。
- 3 利用の許可の申請その他フットサルコートを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 第1条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市宝が池公園運動施設条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 6 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第9条	第5条
第11条第1項	第9条第1項
第14条	第12条

(文化市民局市民スポーツ振興室)